

余剰電力の容量価値売却仕様書

1. 概要

- (1) 件名 令和6年度分くりりんセンター余剰電力の容量価値売却
- (2) 履行場所 帯広市西24条北4丁目1番地5 くりりんセンター
- (3) 発電設備 廃棄物の焼却施設
出力 蒸気タービン発電機 7,000kW
ガスタービン発電機 1,600kW
- (4) 電気方式等
ア 電気方式 交流3相3線式
イ 受給最大電力 3,600kW
ウ 供給電圧(標準電圧) 60,000V
エ 計量電圧(標準電圧) 60,000V
オ 周波数 50Hz
- (5) 受電地点
北海道電力株式会社の北芽室1号線第34号鉄塔より引き込みの十勝圏複合事務組合(以下「甲」という。)所有のくりりんセンター敷地内66kV開閉所に施設した甲の受電用断路器送電側端子(受電地点特定番号:0119849873062603382001)
- (6) 接続電力系統
北海道電力ネットワーク株式会社
- (7) 系統コード 15684

2. 売却仕様

- (1) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (2) 売却期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3. その他

- (1) 発電設備の停止
例年10月に実施する高圧受変電設備の定期年次点検及び隔年2月に実施する発電設備の法定点検により発電停止期間が発生する。令和6年度については、隔年の定期点検の予定はない。
- (2) 権利義務の譲渡等
乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させて

はならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

- (3) 発動指令時の対応
電力広域的運営推進機関(OCCO)からの発動指令時には、受注者は遅滞なく発注者に伝達するものとする。
- (4) 供給力不足による損害負担
発注者の故意または重過失（故障による1か月以上の発電設備運転不能等）による場合を除き、容量市場への供給力提供に関する一切の損害（実効性テスト及び実受給中の契約容量未達によるペナルティ請求を含む）は受注者が負担すること。
- (5) 一般廃棄物処理の操業
第(1)項の規定に関わらず、一般廃棄物の安定処理を優先するため、事前の予告なく操業変更及び操業停止をすることがある。
- (6) 計測装置等の設置及び運用
受注者が電力量等の計測装置を設置及び運用する場合は、協議により協力するものとする。なお、装置の設置及び運用に係る一切の費用については、受注者が負担すること。
- (7) 契約内容の変更
発注者及び受注者は、実効性テストの結果により、試算用データとの乖離が著しい等やむを得ない事由により受注者が見積もった契約容量の変更を希望する場合、あらかじめ書面により相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議の上、決定するものとする。
- (8) 協議
その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間の協議により決定するものとする。
- (9) 添付資料
別紙 令和元年度 日別送電実績
令和2年度 日別送電実績
※令和元年度については、隔年2月に実施する発電設備の法定点検により発電停止期間が含まれている。